



禁煙外来医療費助成の流れ

禁煙外来医療費について

禁煙外来医療費は、処方薬の種類によって差はありますが8～12週の期間で13,000円～20,000円程です。
禁煙外来医療費の助成を受けることによって最大1万円の助成金を受け取ることが出来、実質負担が約3,000～10,000円程になる計算になります。

※禁煙外来医療費は治療内容によって異なります。詳しくは医療機関にお問い合わせください。



登録申請

登録決定

・禁煙外来医療費助成登録審査結果通知書を交付いたします。

禁煙外来での治療開始

・治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません。

禁煙外来での治療終了

・治療終了後速やかに交付申請を行ってください。

交付申請及び助成金の請求

助成金の交付

【助成金の請求に必要なもの】

- ◎禁煙外来医療費助成登録審査結果通知書
- ◎禁煙外来医療費、薬剤費の領収書及び明細書
- ◎禁煙外来医療費助成金交付申請書・請求書（※交付申請の際に窓口でお渡しします。）
- ◎振り込み先の口座情報

問い合わせ・登録申請等の窓口

場 所	所 在 地	電 話
中央区保健所 健康推進課	中央区明石町12-1	03-3541-5930
日本橋保健センター	中央区日本橋堀留町1-1-1	03-3661-5071
月島保健センター	中央区月島2-10-3	03-5560-0765
晴海保健センター	中央区晴海4-8-1	03-6381-2972